

8月末の交通事故発生状況(安佐南警察署)



発生件数(前年同期比)

令和6年	人傷事故			物損事故 (件)	合計(件)	
	件数(件)	死者(人)	負傷者(人)			
令和6年	222	2	245	4,282	4,504	
令和5年	212	0	244	4,165	4,377	
前年 同期 比	件数	10	2	1	117	127
	率	4.7%	-	0.4%	2.8%	2.9%

※物損事故は参考数値です、

*「みんなであひろぎプロジェクト」とは、歩行中の死者数を減少させることを目的とした取組です。
* みんなであひろぎの実態を知り、みんなであひろぎにつけ、みんなであひろぎ取り組みましょう！



自転車の スマホ・酒気帯び

罰則強化

令和6年11月1日
道路交通法改正

携帯電話使用等
最大1年以下の懲役
又は30万円以下の罰金

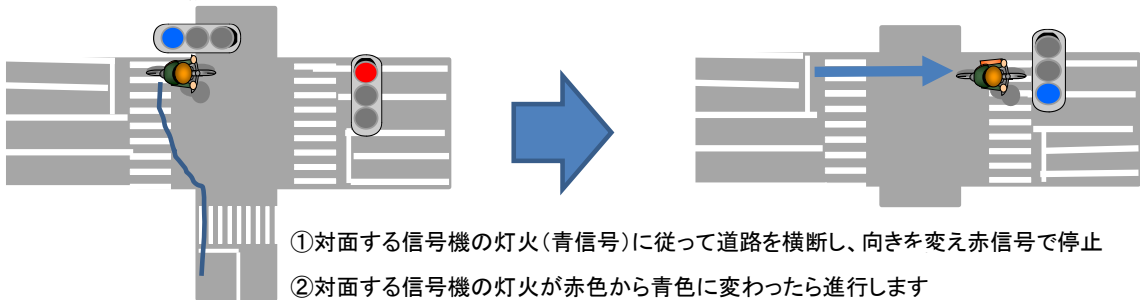
酒気帯び運転
3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

交通事故のうち、自転車絡みの事故は2割も占めます。
基本的な自転車ルールの観点から、**自転車の右折方法**について説明します。

自転車は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端により、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。(いわゆる二段階右折)
自転車の右折方法は交差点の大きさ(信号の有無、道路の広い狭い)や、交差点の形状(T字路や十字型など)によって変わることはありませんので、どのような交差点であっても、二段階右折をしなければなりません。

◎ 信号機のある交差点

十字型交差点



T字型交差点

